

治療と仕事の両立支援助成金支給要領（環境整備コース）

平成 31 年 4 月 1 日

要領第 8 号

改正 令和 2 年 5 月 29 日要領第 14 号 令和 3 年 5 月 14 日要領第 3 号

（目的）

第 1 条 この要領は、産業保健活動総合支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）

第 5 条第 6 項第 1 号に基づく治療と仕事の両立支援に係る環境整備に対する助成金（以下「助成金」という。）の支給に係る事務を適正かつ円滑に行うことを目的とし、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

（1）傷病を抱える労働者

事業者に直接雇用される者のうち、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝疾患、難病などの反復・継続して治療が必要となる傷病を抱える者をいう。

（2）両立支援制度

傷病を抱える労働者に対する、治療と仕事との両立の支援に資する一定の就業上の措置。（時間単位の年次有給休暇、傷病休暇、病気休暇（取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）は問わない）などの休暇制度や、フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度などの勤務制度など。）

（3）両立支援制度の導入

両立支援制度の導入とは、労働協約又は就業規則を変更することにより、両立支援制度を新たに定めることをいう。

（4）両立支援制度の実施

両立支援制度の実施とは、導入した両立支援制度を適切かつ効果的に実施することをいう。

（5）両立支援制度の導入日

両立支援制度の導入日とは、新たに両立支援制度を定めた労働協約又は就業規則の施行年月日をいう。ただし、労働協約又は就業規則において制度に係る施行年月日が定められていない場合にあつては、労働協約であればその締結日、就業規則であれば管轄する労働基準監督署又は地方運輸局（運輸管理部を含む。以下「労働基準監督署」という。）に届け出た日とする。

なお、常時 10 人未満の労働者を使用する事業者が作成する就業規則において、施行年月日が定められていない場合であつては、当該就業規則に従業員全員に対して書面により周知した日とする。

（6）労働協約

労働組合と使用者が、労働条件等労使関係に関する事項について合意したことを文書に作成して、その双方が署名又は押印したものをいう。

(7) 就業規則

常時 10 人以上の労働者を使用する事業者にあつては、管轄する労働基準監督署等に届け出た就業規則（就業規則において別途定めることとされている規程・規則等を含む。）をいう。

常時 10 人未満の労働者を使用する事業者にあつては、労働基準監督署等に届け出た就業規則又は労働者全員に周知されたことが確認できる書面が添付された就業規則をいう。

(8) 両立支援コーディネーター

「働き方改革実行計画を踏まえた両立支援コーディネーターの養成について（平成 30 年 3 月 30 日付け基安発第 0330 号）」（以下「通知」という。）に基づく研修を修了した者。

(9) 両立支援コーディネーターの配置日

通知に基づく研修を修了した日をいう。

(10) 基準日

両立支援コーディネーターの配置日又は両立支援制度を導入した日のいずれか遅い方の日をいう。

(助成対象事業者)

第 3 条 助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業者に対して支給するものとする。

(1) 労働保険適用事業場の事業者であること。

(2) 第 4 条に掲げる両立支援制度の導入を新たに行い、かつ、両立支援コーディネーターを配置した事業者であること。

なお、両立支援コーディネーターの配置に当たっては、以下 a から c のいずれも該当する事業者であること。

a 雇用している労働者に両立支援コーディネーター基礎研修を受講、修了させた事業者であること。

b 基準日において、継続して 1 年以上雇用することが確実であると認められる労働者を雇用している事業者であること。

c 両立支援コーディネーター基礎研修の費用（交通費、宿泊費等）が発生する場合は、事業者がこれを全て負担していること。

(3) 過去に両立支援コーディネーターを配置したことを事由として、障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）（平成 30 年 4 月から「障害や傷病治療と仕事の両立支援コース」に改称）及び本助成金を受給していない事業者であること。

(不支給要件)

第 3 条の 2 前条の助成対象事業者からの助成金の支給申請であっても、次の各号に該当する場合は助成金を支給しないものとする。

(1) 当該事業者が、第 5 条の「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）支給申請書」（様式第 1 号）（以下本条において「支給申請書」という。）の提出日の属す

る年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納が継続している場合

- (2) 当該事業者が、支給申請書の提出日から起算して過去3年間に、実施要領第5条各号で規定する助成金について、不正受給を行った場合
- (3) 当該事業者が、暴力団関係事業場（事業者（法人である場合にあつては、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場等）であると認められる場合
- (4) 当該事業者（法人である場合にあつては、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者）が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれのある団体に属している場合
- (5) 当該事業者が、支給申請書の提出日の時点で倒産している場合
- (6) 当該事業者が、(2)の不正受給が発覚した際に独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）理事長が実施する事業者名の公表について、あらかじめ同意していない場合
- (7) 当該事業者が、支給申請書の提出日の前日から起算して1年前の日までの間に、労働関係法令違反を行ったことが明らか（司法処分等）である場合など、当該事業者に助成金を支給することが適切でないと機構理事長が認める場合
- (8) その他助成金を支給することが適切でないと機構理事長が認める場合

（助成対象）

第4条 助成金の対象となる両立支援制度は、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

- (1) 傷病を抱える労働者に対して、傷病に応じた反復・継続した治療のための配慮を行う制度であること。（時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇（取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）は問わない）などの休暇制度や、フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度などの勤務制度など）
- (2) 当該制度が実施されるための合理的な条件（両立支援制度を労働者に適用するための要件及び基準、手続き等）が労働協約又は就業規則に明示されていること。

（助成金の支給申請）

第5条 助成金の支給を受けようとする事業者は、支給申請書に以下に掲げる書類を添付して、当該年度分について、翌年度の6月30日までに機構本部に提出しなければならない。

- (1) 導入した両立支援制度の内容が確認できる次のいずれかの書類
  - ア 制度を明示した労働協約
  - イ 制度を明示した就業規則（労働基準監督署等の受理印のあるもの）

- ウ 制度を明示した就業規則（従業員全員に周知されたことが確認できる書面が添付されたもの）（常時 10 人未満の労働者を使用する事業所に限る。）
- (2) 両立支援制度を導入する前の「労働協約」又は「就業規則」
  - (3) 両立支援コーディネーターを配置したことが確認できる次の全ての書類
    - ア 両立支援コーディネーター基礎研修を受講、修了したことを証明する書類
    - イ 両立支援コーディネーター基礎研修を受講した労働者が、基準日から 1 年以上継続して雇用されることを証明する、雇用契約書又は雇入れ通知書の写し
    - ウ 配置した両立支援コーディネーターに、両立支援コーディネーター基礎研修受講期間中の賃金が全額支給されていることが確認できる賃金台帳等の書類
    - エ 両立支援コーディネーター基礎研修の受講に当たって交通費、宿泊費が発生した場合、当該費用を事業者が全て負担していることを証明する書類
    - オ 両立支援コーディネーターの配置を事業場内に周知したことがわかる書類
  - (4) 「両立支援環境整備実施報告書」（様式第 2 号）
  - (5) 労働保険概算・確定保険料申告書等の写し
  - (6) 「支給要件確認申立書」（様式第 3 号）
  - (7) 「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）支給申請チェックリスト兼同意書」（様式第 4 号）
  - (8) 返信用封筒（通知書返信用）

（助成金に係る帳簿の整備等）

第 6 条 助成金の支給を受けた事業者は、事業年度（各年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）ごとに助成金に係る帳簿を備えるものとする。

2 前項に規定する帳簿は、助成金の支給対象期間終了後、5 年間保存するものとする。

（助成金の支給額）

第 7 条 助成金の支給は、各年度の予算額の範囲で行うものとし、一事業年度（各年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）における支給対象事業者に対する助成金の支給額は、実施要領第 5 条第 6 項のとおりとする。

（支給審査及び決定通知）

第 8 条 第 5 条の規定による支給申請があったときは、機構本部は同条の支給申請事項に不備がないかを審査し、支給額を決定するものとする。

2 機構本部は、前項の規定による審査結果について、適当であると認めたときは、「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）支給決定通知書」（様式第 5 号）により事業者へ通知するものとする。

3 機構本部は、第 1 項の規定により審査した結果について、不相当であると認めたときは、その理由を付して「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）不支給決定通知書」（様式第 6 号）により事業者へ通知するものとする。

（支給方法）

第9条 前条の規定により適当であると認めるときは、助成金を当該者に支給するものとする。

2 前項の助成金の支給は、機構本部から、当該者が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(助成金に係る事務取扱機関)

第10条 助成金に係る業務のうち次に掲げる業務は、センターが行うものとする。

(1) センター単独又は他機関と連携して実施する助成金に関する説明会の開催

(2) 助成金の問合せ等に対する説明(センターへの問合せ等に限る。)

(3) センターで実施する研修等と併せた助成金に関する周知活動

(4) その他、機構本部が指示する事項

2 前項各号に規定する業務以外の助成金に係る業務は、機構本部が行うものとする。

(不正受給者に対する措置)

第11条 機構本部は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとした事業者に対し、不正に係る助成金について不支給の決定をし、又は支給決定を取り消した上で返還させるものとする。

2 機構本部は、前項の規定により支給決定を取り消した上で返還させるときは、その理由を付して「治療と仕事の両立支援助成金(環境整備コース)支給決定取消及び返還通知書」(様式第7号)により事業者に通知するものとする。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年5月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

1 この要領は、令和3年5月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2 令和2年4月1日以降に改正前の治療と仕事の両立支援助成金支給要領(環境整備コース)(以下「改正前要領」という。)第8条による両立支援環境整備計画の認定を受け、令和2年9月28日から令和3年3月31日までの間に基準日がある事業者で、助成金の支給を受けようとする者は、第5条に掲げる書類に改正前要領第7条第4項により通知された「治療と仕事の両立支援助成金(環境整備コース)両立支援環境整備計画認定通知書」の写しを加えて、令和4年3月31日までに機構本部に提出しなければならない。